

# 経営発展支援事業等における長野県新規就農者育成方針

令和4年4月1日 制定  
令和6年3月19日 一部改正  
令和6年9月4日 一部改正  
令和7年1月20日 一部改正  
令和8年2月12日 一部改正

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2（以下、「国実施要綱」という。）の第7の1に基づき、経営発展支援事業等（経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業）に係る本方針を以下のとおり定める。

## 1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

- (1) 農地中間管理事業の活用、集落営農組織の育成により、農地面積の54%を、10,700の経営体（内集落営農390）に集積する。
- (2) 長野県内新規就農者数の目標（49歳以下（法人就農者は除く））と実績は以下のとおり。

49歳以下の新規就農者数（単年度）	
2021年度（R3年度）	2027年度（R9年度）
実績（人）	目標（人）
212	215

## 2 新規就農者に対するサポート内容

- ・新規就農者が就農後（もしくは研修中）「青年等就農計画」の認定を市町村に申請するにあたり、市町村やJAと連携して就農計画の作成を支援。就農計画の内容により、青年等就農資金の活用を図る。
- ・人・農地プラン又は地域計画への位置づけなど、地域と連携して担い手としての位置づけと地域での認知を支援。
- ・県農業農村支援センターや市町村、JA等で構成する就農促進プロジェクト協議会等を通じた、農地・住宅・資金の確保や、PAL ネットながのなど、青年農業者同士の仲間づくり活動の支援をする。
- ・営農に必要な機械、施設の整備に必要な資金については、無利子の制度資金の融通や経営体育成支援事業の活用などを図る。
- ・農業農村支援センターが実施するニューファーマー研修等の研修や巡回を通じて就農後の経営発展に必要な栽培や飼養技術、経営管理技術等の習得を支援する。
- ・市町村による経営開始資金の給付を通じて経営開始後初期の不安定な経営を支援する。

## 3 本事業の交付対象者候補を選定するための要件及び都道府県加算ポイントの設定について

- (1) 県が設定する取組等によるポイント付け

県加算ポイントについて別表のとおり設定し、本事業の助成を受けようとする者のうち、その取組内容について適当であると判断した対象者に対し、対象者ごとに県加算ポイントを付与する。

- (2) 交付対象者候補の選定

ア 国実施要綱で定める共通ポイント（以下、「共通ポイント」という。）と県加算ポイントの合計値において順位付けを行い、県予算の範囲内で対象者候補を決定する。

\* 共通ポイントと県ポイントの合計値が同率の場合は、以下の①～④に基づき順位付けを行う。

(例：①でも同率の場合は②に基づき順位付け)

①共通ポイントの多い順 ②県加算ポイントの多い順 ③助成金の低い順 ④総事業費の高い順  
 イ 使用できる県加算ポイント（国実施要綱の別表1-1及び別表1-2の2の(2)に基づき計算した値）との過不足について、以下のとおり加点・減点を行う。

加点する場合はアの順位が高い対象者から県予算の範囲内の対象者候補に対し1ポイントずつ  
 加点、減点する場合は同合計値が低い対象者から順に1ポイントずつ減点する。

ポイントの過不足がなくなるまでこれを繰り返す。

(3) 付与できる県加算ポイントは、国実施要綱で定める対象者ごとの共通ポイントの1/2（小数  
 点以下、切り捨て）を上限とする。

## 別表

県加算ポイント項目表

No.	項目※		点数
1	技術の習得	(1) 就農準備資金の認定研修機関の研修または県内市町村及びJA等が実施する農業技術・経営に関する研修（概ね1年以上（概ね1,200時間以上））を修了している、または修了する見込みである または、農業法人等で栽培管理業務に概ね2年以上の従事経験がある	2
		(2) 上記(1)に該当しないが、農業法人等で栽培管理業務に概ね1年以上（延べ1,200時間以上）の従事経験がある	1
2	営農計画	(1) 国実施要綱第8の7で定める地域サポート体制の関係者等により、対象者との営農計画（青年等就農計画・農業経営改善計画・融資計画等）の内容についての相談・検討の場が1回以上開催されている	1
3	経営目標	(1) 農業経営を法人化しているまたは事業実施年度内に法人化する	2
		(2) 目標年度までに農業経営を法人化する	1
4	地域計画	(1) 対象者が位置付けられる地域計画について、「将来の目標とする集積率」が「現状の集積率」から10ポイント以上増加するものである  （本事業に係る地域計画の用語の定義等については、国実施要綱第5-2及び第5のIの1(5)の内容に準じる）	1
最大加算点数			6

### ※ 加点項目の確認方法について

対象者から申請（要望）のあった時点の状況について、地域計画、青年等就農計画認定申請書、農業経営改善計画書、要望候補者リスト及び関係機関への聞き取り等により、取組主体が確認する。